厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合

法等 を 廃 止す る等 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 部を改正する法律

厚生 年 金 保 険 制 度 及び 農 林 漁 業 寸 体 職 員 共 済 組 合制 度 \mathcal{O} 統 合 を図 「るた 8 0 農 林漁業団 |体職| 員 共 済組 合 法

を廃 止 す Ź 等 \mathcal{O} 法 律 平 成 十三 年 法 律 第百 号) の 一 部 を 次 \mathcal{O} ように 改 正 す る。

附 則 第二条第二 一項中 附 則第四十六条」 「附則第三十条」 に改 め、 同項 第三号中 遺族年 -金又は

を

通

算

遺族 年 · 金 を 「又は遺族年金」 に改い め、 同項に次の二号を加える。

兀 特 例 年 · 金給; 付 厚生 年 金 保険 制 度及 び農林 ·漁業] 寸 体 職 員 共 済 組 合 制 度の 統合を図 囚るため 0 農林漁 業団

体 職 員 共 済 組 合 法等 を 廃 止 す る等 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 法 律 平 ·成三十 年 法 律 第 号。 以 下 平

成三十 年 改正法」という。) によ る改正前 O附則第二十 五条第四 項に規定す る特 例 年金給 付 を いう。

五. 特 例 老 | 齢農林 年 金 平成三十年改正法による改正前 \mathcal{O} 附則第四十四条第一項又は第六項に規定する特

例 老齢 農 林年 金 をいう。

附 則 第 八 条 第 項 中 第三項、 を 「第三項及び」に改め、 「及び第三十条第一 項」 を削 り、 同条第二項

中 附 則 別 表第 を 附 則 別 表」 に改める。

附則第十一条第二項中 「附則第十六条第四項」を「附則第十六条第五項」に改める。

附則第十六 条第十項中 「附則別表第一」 を 「附則別表」に、 「を、 昭 和六十一年四月一日」 を「を、 同日

」に改める。

附 則 第十 条中 「附則第二十五条第一 項及び第二項、 第二十九条第三項 及び第四項、 第三十二条第 項 及

び第二 項並びに第六十二条から第六十四条までを除き、 以下」を「以下この条及び附則第三十条第七項に お

いて」に改める。

附則第二十五条第二項の表第六十三条第一項の項及び第六十六条第 項の 項中 「から第三号まで」 を 一若

しくは第二号」 に改 め、 同 条第三 一項第一 号を削 り、 同 項第二号中 「附則第 匝 + 七 条 第 項各号」 を 附 則 第

三十条第一項」に改め、 同号を同項第一号とし、 同項第三号を同項第二号とし、 同項第四号中 「前三号」 を

「前二号」に改め、 同号を同項第三号とし、 同項第五号中 「前各号」を「前三号」に改め、 同 号を同項第四

号とし、 同 条 第四 項 及び 第 五項 を削 り、 同 条第六項を同 条第四項とし、 同条第七項中 「すべて」 を 「全て」

に改め、 同 項 を同 条 第五 項 をし、 同 条 第 八 項を同条第六項とする。

附則第三十条を次のように改める。

(特例一時金の支給)

第三十条 特例一時金は、次に掲げる者に支給する。

平成三十年改 正 法 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 (以下この 条 に お *(*) て 「平成三十年改正法施行 日 という。 の 前 日に

おいて特例年金給付を受ける権利を有している者

平成三十年改 正法施行日の前 日において一 年以上の旧農林共済組合員期間を有している者(前号に掲

げる者を除く。)

2

前

項

第

号に

掲

げ

る

者

平成

三十

· 年 改

正

法

施

行

日

 \mathcal{O}

前

日

に

お

7

てその

者が受け

る権

利

を有

7

1

る同

特 例 時 金の 額 は、 次の各号に掲げる者の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める額とする。

日 の属す る月の翌月以後の各 月の分の 悔例. 年 金給付の 額 \mathcal{O} 現 価 に相当する額の合 算額

前項第二号に掲げる者 平成三十年改正法施行 日 の前 日にお いてその者が特例老齢農林年 金の支給要

件 に該当しているとしたならばその者に支給されることとなる同 日 \mathcal{O} 属す んる月 \mathcal{O} 翌月 (同 日 に お 7 てそ

 \mathcal{O} 者が 支 給開 始 年 齢 平 成三十年 改 正 法 に よる改 正 前 \mathcal{O} 附 則 第 匝 + 匝 条 第 項 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 上 欄 に 掲 げ る者 \bar{O}

区 分に応じ同 表 の下 欄に掲げ る年齢 をいう。 以下この号に お いて同じ Ü に達 L て 7 な 1 場合にあって

は、 そ 0 者 が支給開 始年 齢 に達す る 日 . (T) 属する月 の翌月) 以後 の各月 の分の 特例 老齡 農林 年 金 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 現

価に相当する額の合算額

3 前 項 各 号 \mathcal{O} 現 価 に 相 当す る 額 は 同 項 第 号 \mathcal{O} 各 月 0) 分 \mathcal{O} 特 例 年 金 給 付 \mathcal{O} 額 又 は 同 項 第 二号 \mathcal{O} 各 月 \mathcal{O} 分

 \mathcal{O} 特 例 老 齢 農林 年 金 \mathcal{O} 額 に 同 項 第 号 \mathcal{O} 各 月 又 は 同 項 第二 号 \mathcal{O} 各 月 \mathcal{O} 予 定 生 存 率 を 乗じ 7 得 た 額 を、 複 利

現 価 法 に ょ 0 て 平 ·成三十 年 改 正 法 施 行 日 \mathcal{O} 前 日 \mathcal{O} 属 す る月の 翌月 カン ら同 項 第 号 \mathcal{O} 各 月 \mathcal{O} 分 \mathcal{O} 特 例 年 金 給

付 又 は 同 項 第二 号 \mathcal{O} 各 月 \mathcal{O} 分 \mathcal{O} 特 例 老 齢 農林 年 金が支給されることとなる月まで \mathcal{O} 期 間 に 応 Ū 7 割 ŋ 引

た額とする。

4 前 項 \mathcal{O} 予 定 生 存 率 は 厚 生 労 働 省 \mathcal{O} 作 成 に 係 る 生 命 表 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 資 料 を 勘 案 L て、 同 項 \mathcal{O} 複 利 現 価 法 に お 1

7 用 1 る 利 率 は 厚 生 年 金 保 険 法 第 条 \mathcal{O} 兀 第 項 に 規 定す る 財 政 \mathcal{O} 現 況 及 び 見 通 L 及 CK 玉 民 年 金 法 第 兀 条

の 三 第 項 に規定 す えが財 政 \mathcal{O} 現 況 及 び 見 通 L \mathcal{O} 作 成 定用 1 5 れ る 市 · 場 金 利 \mathcal{O} 動 向 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 事 情 を勘 案 7

、それぞれ農林水産省令で定める。

5 前 項 12 規 定 す る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か 特 例 年 金 給 付 に 0 7 7 支 給 \mathcal{O} 停 止 が 行 わ れ 7 1 る 場 合 に お け る特 例 時

金

 \mathcal{O}

額

 \mathcal{O}

算

定方法

そ

 $\overline{\mathcal{O}}$

他

 \mathcal{O}

特

例

時

金

 \mathcal{O}

額

の算

定に

関

L

必

要な

事

項

がは、

農

林

水産

省

令で、

定

 \Diamond

る。

6

特 例 時 金を受ける権利 は、 その権利を有する者の請求に基づいて、 存 続組合が決定する。 ただし、

平

成三十年 改 正法 施 行 日 \mathcal{O} 前 日 に お 1 7 特 例 年 . 給付を受け る権 利 に 係 る決定を受け てい る者 (特 例 年 金 給

付 を受け る 権 利 に 係 る 決 定 0) 請 求 を L て 1 る者 こであ つ て、 同 日 に お 1 て当該 決定を受け て 1 な 11 ŧ \mathcal{O} を

む。 に 係 る特 例 時 金 一を受け Ź 権 利 **当** 該 特 例 年 金 給 付 に 係 る ŧ \mathcal{O} に 限 る。 に つい て は、 そ \mathcal{O} 権 利

を

有する者の請求を要しない。

7 廃 止 前 農 林共 済 法第十三条、 第二十二条第一項、 第二十八条、 第二十九条、 第三十条第 一項 及び第二 項

第三十 一条、 第三十二条第 項、 第三十三条第 項 及び 第三項、 第三十 匹 条、 第三十 五 条、 第七 + 七 条

の 並 び に 第七 + 八 条 \mathcal{O} 規 定 は、 特 例 時 金 に 0 1 て 準 用 す る。 \mathcal{O} 場 合 12 お 1 て、 次 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 上 欄 に 撂 げ

る 廃 止 前 農 林 共 済 法 \mathcal{O} 規 定 中 同 表 \mathcal{O} 中 欄 に掲 げ る字 白 は、 そ れぞれ同 表 0 下 欄 に 撂 げげ る字 句 に · 読 み替える

ものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

し 書

退職共済年金

第十三条ただ

特 例 時 金 (厚 生 年 金保 険 制度及 び 農 林 漁業 寸 体

職 員 共 済 組 合 制 度 \mathcal{O} 統 合 を 义 る た 8 \mathcal{O} 農 林 漁 業 寸

体 職 員 共 済 組 合法 . 等 を廃 止 する等 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 部を

改正する法律(平成三十年法律第 号。第1

| 十二条第一項において「平成三十年改正法」とい

う。

による改

Ē

前

の厚生

年金保証

険

制

度及び

農林

漁業 寸 体 職 員 共 済 組 合制 度 \mathcal{O} 統 合 「を 図 る た 85 \mathcal{O} 農

林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律

(平成十三年法律第百一号。以下この条及び第二

三年統合法」という。)附則第三十一条第一項若十八条第二項において「平成三十年改正前平成十

しくは第三十二条第一項若しくは第二項に規定す

る特例退職共済年金、平成三十年改正前平成十三

戦手を、平成三十年改正前平成十三年統合法附則年統合法附則第三十八条第一項に規定する特例退

第三十九条第一項若しくは第五項に規定する特例職年金、平成三十年改正前平成十三年統合法附則

特例遺族共済年金、平成三十年改正前平成十三年		
附則第三十七条第一項若しくは第四項に規定する		 二 項
特例一時金(平成三十年改正前平成十三年統合法	遺族共済年金	第二十八条第
	しくは障害一時金	一項
特例一時金(次項に規定するものを除く。)	退職共済年金又は障害共済年金若	第二十八条第
一円	百円	一項
五十銭	五十円	第二十二条第
において同じ。)		
齢農林年金に係るものに限る。第三十三条第三項		
四十四条第一項若しくは第六項に規定する特例老		
金又は平成三十年改正前平成十三年統合法附則第		
法附則第四十条第一項に規定する特例通算退職年		
減額退職年金、平成三十年改正前平成十三年統合		

		一項
平成三十年改正法の施行の日	その給付事由が生じた日	第三十二条第
	給付	
	項の規定により支給するその他の	項
特例一時金	遺族共済年金及び第二十八条第一	第三十条第一
	又は前条第一項	
前条第一項又は第二項	遺族共済年金の支給に関する規定	第二十九条
に限る。)		
条第一項に規定する特例遺族農林年金に係るもの		
平成三十年改正前平成十三年統合法附則第四十六		
四十三条第一項に規定する特例通算遺族年金又は		
年金、平成三十年改正前平成十三年統合法附則第		
統合法附則第四十二条第一項に規定する特例遺族		

合法等を廃止する等の法律		
制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組		<u></u>
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合	この法律	第七十七条の
		三項
特例一時金	退職共済年金	第三十三条第

8 特例一時金に関し、 国民年金法第二十条その他これに相当する併給の調整に関する規定であって政令で

定めるもの を適用する場合において必要な事項は、 政令で定める。

り、

同条を次のように改める。

附則第三十一条の前の見出しを削

(政令への委任)

第三十一条 前条に規定するもののほか、特例一時金に関し必要な事項は、 政令で定める。

附則第三十一条の二を削る。

附則第三十二条から第五十二条までを次のように改める。

第三十二条から第五十二条まで 削除

附則第五十八条第一項中 「 特 例年金給付」 を 「特例 時 金 に改める。

附則第六十五条を次のように改める。

第六十五条 削除

附 則 第 六 + 九 条 第 二項 中 新 法 を 国 民年 -金法」 に、 移行 1農林年 金 又 八は特別 例 年 金 給 付 を 又 は 移

行農林年金」に改める。

附]則第 百 条中 並 び に特例年金給付 (特例老齢農林 年 金、 特例 障害農林 年金及び特例遺族農林年 金 一を除

を削 り、 $\overline{\mathcal{O}}$ 規 定 を (昭 和 <u>二</u>十 -九年法章 1律第. 九 + 号) 0) 規 定 に 改 め る

附]則第 百三 条 第 項 中 移行 農 林 年 金 を 並 び に 移 行 農 林 年 金 に 改 め、 並 び に 特 例 年 金給 付 \mathcal{O} う

ち 特 例 退 職 共 済年 金 特 例 退 職 年 金 特 例 減 額 退 職 年 金 特 例 通 算 :退職年: 金 及び 特 例 老 齢 農林 年 金 を削 ŋ

同条第二項を削る。

附 則第 百 匹 条中 「所得 脱法」 0) 下に 昭昭 和 兀 十年 法律第三十三号)」 を加える。

附 則 第 百 + 六 中 「労 働者災 (害補) 償 保 <u>険</u> 法 \mathcal{O} 下 に (昭 和二十二年 法律 第五 十号) を 加加 える。

附]則第 百 + 七 条中 前 条 \bigcirc 規定に、 よる改正 後 0 を削 り、 「平成十三年 法律第百 号) を 「平成十三年

法 律 第百一号。 以下この号において 「平成十三年統合法」という。) 附則第三十条第 一項に規定する特例

時 金 (厚生年 金保 険 制度及び農 林 -漁業| 団 体 飛員 (共済 組 合 制 度の 統 合を図るため \mathcal{O} 農林 :漁業! 団 体 職 員 共 済 組 合

法等を 廃 止 す る等 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 部 を改 正 す る法 律 平 ·成三十 年 法 律 第 号)

?)による改正前の平成十三年統

合法」 に 改 め、 特 例 遺 族 共 済 年 金 \mathcal{O} 下 に っに 係 る ŧ \mathcal{O} に 限る。 __ を加 え る。

附 .則別 表第二及び 附 則 別 表第三を削 り、 附則 別 表第一 を附 則別表とする。

附 則 附

]則第

省二十

-四条中

並

びに特

例年

金給付」

及び

「前条

 \mathcal{O}

規定による改正

後

0

を削る。

(施行期日)

第一 条 \mathcal{O} 法 律 は 公布 0 日 か ら起算 して二年を超えない 範囲内 にお いて政令で定める日から施行する。

ただし、附則第七条の規定は、公布の日から施行する。

(未支給給付に関する経過措置)

第二条 この 法 律 に よる改 正 前 \mathcal{O} 厚 生 年 金 保 険 制 度及 (び農林: 漁業 寸 体 職 員 共 済 組 合 制 度 0 統 合を 図 囚るた 8 \mathcal{O}

農 林 漁 業 団 体 職 員 共済 組 合法等 を廃 止 す る等 \dot{O} 法 律 (以 下 旧 法 という。 附 則 第二十五 一条第一 三項 に 規

う。 定す る存続組合 前 に 支給、 す (次項にお Ž きで あっ *(*) た特 . て 単 例 に 年 「存続組合」という。 -金給: 付 (同 条第 匹 |項に が 規 定す この る特 法律 例 の施行の 年 金給: 付 日 をいう。 (以 下 施施 以下 行日」とい 同

旧 法 附 則 第四 + 八 条 \mathcal{O} 規 定 12 ょ り支給す る 時 金を含む。 で あ 0 て 施 行 日 に お 1 てまだ支給 7 な

1 ŧ \mathcal{O} に 0 1 て は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

2 存 続 組 合 が 施 行 日 前 に 支給すべ きで あ 0 た 旧 法 附 則第四十七条第一 項各号に規定する特例 時金で、 あっ

て 施 行 日 に お ζì てまだ支給して 7 ない ものに つい 7 は、 なお 従 前 \mathcal{O} 例 によ る。

3 前 項 \mathcal{O} 場合 に おけ Ź <u>こ</u>の 法 律 に ょ る改 正 後 \mathcal{O} 厚 生 年 金 保 険 制 度及 び農林 漁 業 団 体 職 員 (共済 組 合制 度 0

適 統 合 用 を図 に つ 7 る 7 た は 8 \mathcal{O} 新法 農 林 附 漁 則 業 第二十一 寸 体 職 五条第三項第二号中 員 共 済 組 合法 等 を 廃 £ 止 す <u>0</u> る等 とあ \mathcal{O} 法 るの 律 以 は 下 ₹ 新 \mathcal{O} 及び平成 法 とい う。 三十 年 改 \mathcal{O} 正 規 法 定 附 \mathcal{O}

則 第二条第 項又は 第二項 0 規定により な お 従前 \mathcal{O} 例 によるものとされ る給付」 と 新 法 附 則 第 三十 条第

六項ただ L 書中 同 日 とあ るの は 同 日 と、 受けてい な V t <u>の</u> とあ る \mathcal{O} は 「受け Ć 1 な 1 ŧ \mathcal{O}

及 び 平 成三 + Ė 改 正 法 附 則 第 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り な お 従 前 \mathcal{O} 例 12 ょ n 特 例 年 金 給付 を受け る 権 利 に 係

る 決定 \mathcal{O} 請 求をし た者」 と、 新法 附 則第六十三条第二号中 この 法律」 とあ る \mathcal{O} は 平 ·成三十 年 改 正 法 附

則第二条第三項の規定により読み替えて適用されるこの法律」

(届出等に関する経過措置)

第三条 施 行 日 前 に 旧 法 附 則 第 匹 十 九 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 届 け 出 又 は 提 出 L な け れ ば な 5 な 1 とされ 7

1 る ŧ \mathcal{O} に 0 V て \mathcal{O} 届 出 及 び 提 出 並 C に 当 該 届 出 又 は 提 出をし な 1 場 合に お け る 同 条第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る

差止めについては、なお従前の例による。

2 施 行 日 前 に生じ た事 由 で あ つ て、 旧 法 附 則第四 + 九条第三項 \bigcirc 規定により届け出 なければならない

れ <u>-</u> 1 るも \mathcal{O} に 0 7 7 \mathcal{O} 届 出 12 0 7 7 は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に による。

退 職 時 金 等 \mathcal{O} 返 還 に 関 す る 経 過 措 置

第四 条 旧 法 附則 第 五. $\overline{+}$ 条 第 項 に規定す る施 行 日 前 返 還義務者又は同条第三項に規定する施 行 日 以 後返

還 義 務者 に 係 る退 職 時 金等 同 条第 項に規定する退 職 時 金等を いう。 以下この 条に お 7 て 同

 \mathcal{O} 返 還 に つ 7 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ·よる。

2 退 職 時 金 等 \mathcal{O} 支給 を受け た者 こであっ て、 附 則 第 条 第 項 \mathcal{O} 規定 に ょ り な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ 1) 特 例 年 金

給付 を受け る権 利 に係る決定を受けたものに係る退 職 時 金 等 \bigcirc 返 還 に つ 7 て は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に よ る。

3 退 職一 金等の支給を受けた者であって、 新法附則第三十条第六項本文の規定による決定を受けた同条

第 項第二 号に掲 げる ŧ 0 は、 当 該 退 職 時 金等 \mathcal{O} 額 に利子に相当する額 いを加え、 た 額 (以下この 条 に お 1

7 退 職 時 金 額 等 とい う。 を当該 決定 を受け た 日 \mathcal{O} 属 す Ź 月 \mathcal{O} 꺞 月 か ら 一 年 以 内 に、 時 に 又 は 分

割 新 法 附 則 第二十 五. 条第三項 に 規定す んる存続に 組 合 次 項 に お 1 て単 に 存 続 組 合 とい に 返

還しなければならない。

4 前 項に 規 定する者 (次項に お į١ 7 改 正法施行 日以後返還義務者」 という。) は、 前項のは 規 定に か か わ

0 らず、 次 項 に 退 職 お 1 時 7 金 同 額等 ľ, に 相 \mathcal{O} 当 額 す か る額 5 控 除 を 特 することにより 例 時 金 (新 法 返 還す 附 則第三十条第 る旨 を前 項 \mathcal{O} 項 決 定を受 に規定 げ す た Ź 特 日 例 か 5 六 時 + 金を 日 を 1 経 う

過する日以前に、存続組合に申し出ることができる。

5 す Ś 前 額 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 返 還に 定によ 0 る申 7 て は、 出 が 政令で定めるところにより、 あ 0 た場合における改正法 施 行 特 日以 例 時 後返還義務者に係る退 金 \mathcal{O} 額 か 5 控除、 す ることにより行うこと 職 時 金 額等 に 相 当

が で きる ŧ のとする。 この 場 合 12 お 1 ては、 その 控 除 後 \mathcal{O} 額 を ŧ 0 て、 特 例 時 金 \mathcal{O} 額 とみ んなす。

6 第 項 に 規定す んる利子は は 退 職 時 · 金 等 の支給を受け た 日 \mathcal{O} 属 す る月 0 翌 月 か 5 平 成十 匹 年三月 ま での

期間 に応じ、 複利計算の方法によるものとし、 その利率 は、 政令で定める。

7 前 各項に 規定する るもの \mathcal{O} ほ か、 退職 時 金等 \mathcal{O} 返還 に関 L 必 要な 事 項 は、 政令で定める。

(国の補助に関する経過措置)

第 五 条 施 行 日 \mathcal{O} 前 日 \mathcal{O} 属 す Ź 月 以 前 \mathcal{O} 月分として施 行 日以後に支給される特例年 -金給付に に 要する費用 に対

する国 0 補 助 (Z 0 *(*) て は、 な お 従前 \mathcal{O} 例 に による。

(罰則に関する経過措置)

第六条 施 行 日 前 に L た行為及びこの 附 則 \mathcal{O} 規定によりなお 従 前 \mathcal{O} 例によることとされる場合に における 施行

日 以 後 E L た行 為 に 対す る罰 則 \mathcal{O} 適 用 に つ 1 て は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七条 こ の 附則 に 規定するも Oのほ か、 この 法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第 八条 玉 民 年 金法 等 \mathcal{O} 部 を 改 É す る法 律 (平成二十二年 法律第二十七号) 0 部 を次 \mathcal{O} ように改正する。

附 則 第二 条第二 項 中 お け る第二条 \mathcal{O} 規定による改正 後の厚生年金保険法」 を お ける同 法 に改め、

第 五条 の規定に よる改正後の」 及び 「 及 び 厚生年金保険 制度及び農林漁業団 体 職 員 八 共 済 組 合制度の 統 合

を 図 る た 8 \mathcal{O} 農 林 漁業 寸 体 職 員 共 済 組 合法等 を 廃 止 す る等 \mathcal{O} 法 律 平 成 十三年 法 律 第 百 号) 附 則第 兀 十

五. 条 第 項 12 お 1 て準 用 する 場 合 を 削 り、 0 1 て は、 第二条 \mathcal{O} 規 定 に ょ る改 正 後 \bigcirc を 0 7 て は

」に改める。

公 的 年 金制 度 \mathcal{O} 持 続 可能 性 \mathcal{O} 向 上 を図るた \Diamond 0 玉 民 年 金法等の 部を改正 する法律 \mathcal{O} 部 改 正

第九 条 公的 年 - 制 度 0 持 続 可 能 性 \mathcal{O} 向 上 を図 囚るため \mathcal{O} 玉 民年金法等 \mathcal{O} 部を改正する法律 (平成二十八年

法 律 第 百 + 匹 号) \mathcal{O} 部 を次 \mathcal{O} よう 12 改 正 す る。

附 則 第 条第. 六 号中 及 U 附 則 第 + 兀 条 \mathcal{O} 規 定 を 削 る。

附 則第 十三 条 \mathcal{O} 前 \mathcal{O} 見 出 L を 削 り、 同 条 に 見 出 L として (厚 生 年 金保 険 制度 及 Ű 農林 漁 業 寸 体 職 員 共

済 組 合 制 度 \mathcal{O} 統合 i を 図 る た 8 \mathcal{O} 農林 漁業団: 体職 員 (共済組 合法等を廃止する等の法 律 \mathcal{O} 部改正) を付す

る。

附則第十四条を次のように改める。

第十四条 削除